

第 1 1 回 京都市公契約審査委員会 会議録

1 日 時 令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 1 0 時から 1 2 時まで

2 場 所 サンサ右京 3 階 交通局大会議室

3 出席者 大西正光委員、川勝健志委員、土渕誠委員、中野雄介委員、西野佐弥香委員、原田大樹委員、
松若恵理子委員（五十音順）

以下、京都市

神田財政担当局長、鳥居管財契約部長、奥村契約課長、藤原工事契約担当課長、
山川上下水道局総務部契約会計課長、清水交通局企画総務部総務課長ほか

4 傍聴者 5 名

5 会議の進行

(1) 財政担当局長挨拶

(2) 新任委員紹介

新しく委員に就任した委員を紹介（大西委員、大塚委員）

(3) 議事

① 委員長の互選等

（委員長の互選について）

・川勝委員を委員長に選任

（委員長職務代理者の指名）

・川勝委員長が西野委員を委員長職務代理者に指名

（契約審査専門部会について）

・川勝委員長が大西委員、川勝委員、西野委員、原田委員、松若委員を部会員に指名

・川勝委員長が部会長を川勝委員に、部会長職務代理者を西野委員に指名

② 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）

③ 京都市公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

令和7年度契約審査専門部会の結果について

中野委員

第2回契約審査専門部会で審議された「京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事」について金額が約125億円とのことだが、特許権が存することのみをもって1者のみしか履行できないということか。他に理由があるのなら、それも明記するべきではないか。高額な案件であるが、分割発注はできなかったのか。

事務局

特許権が存するという事実と、当該特許について、他のプラントメーカー等においてもライセンス契約等が締結されていないことを確認したということで1者随契となったものであり、その点についても今後は記載していく。分割発注については、既に分割できるものは分割したうえで契約を締結したものと聞いている。

大西委員

第1回契約審査専門部会で審議された「(単価契約)京都市立学校・園等産業廃棄物処分業務 ただし右京区」について、落札率が28%であったとの報告があり、そこで、予定価格算出の見直しを行い、改善を図っているということだが、28%は低すぎないか。改善前は、何が問題だったのか。

事務局

基本的には前年度の実績に、労務費等の増加分を加えた上で、予定価格を積算しているが、本件については、落札者がかなり安い金額で落札をされたという事情があったものと聞いている。そこで、令和7年度については、参考見積だけでなく様々な要因を考慮したうえで積算をしたところ、落札率については62%まで改善したということである。

大西委員

令和6年度と7年度でそこまで幅が大きいということで、そのような大きな幅が生じた主な原因は何か。

事務局

予定価格を算出するにあたって、事前に事業者毎に見積書を徴取し、それを元に予定価格を積算している。しかし、実際に入札を行うにあたって、元の見積もり通りの金額で応札される場合もあるが、いただいた見積もり書の額よりも安い金額で応札されることもある。

川勝委員長

落札率の幅が大きすぎる原因について、部会における審議の詳細を確認してほしい。

(⇒確認のうえ、後日回答することとなった。)

中野委員

予定価格から著しく乖離する入札額は無効とするといったような制度はないのか。WTO 協定について、どういったことで対象となるのか。

事務局

工事においては最低制限価格を設けているが、委託を含む物品等契約には最低制限価格を設けていない。全ての契約に最低制限価格を設けると、予定価格及び最低制限価格の算定基準を事前に公表している場合、当該最低制限価格前後に入札者が固まってしまうような現象も起きており、確かに本件のような極端な例もあるが、基本的には皆さん適切に競争されているという前提に立つと、最低制限価格を設けることで落札率を徒に下げるといったことにもなりかねないと考えている。

WTO 協定については、現在の基準では、物品等の調達契約で 4,000 万円以上、工事の調達契約で 30 億 2,000 万円以上の契約がその対象となっており、その対象となると市内中小企業へ限定した発注ができず、全世界において平等に競争していただくということとなる。

市内中小企業の受注機会等の増大

大西委員

新任委員ということで、条例のことを細かく把握しておらず勉強になったが、31 ページの今後の方向性で、「公平性や競争性」という言葉が出てくる。根本的な話だが、「公平性」という言葉はどこか条例等において定義されているのか。「公平性」が、仮に、「業者の受注機会が均等である」ことを指すのであれば、それとは別に「競争性」というのは良いものをスクリーニングするということで、矛盾しているのではないか。

事務局

条例において特段、「公平性」は定義しておらず、第3条の基本方針において、公契約の公正性、競争性、透明性を確保すること、と規定している。

財政担当局長

今事務局からも申し上げたように「公平性」については法令上の定義が存するわけではないが、地方自治法の趣旨を踏まえると、「公平性」としてイメージするのは、その結果の公平さというよりは、機会、参入にあたっての公平性である。同じスタートに立って競争するということで、基本的にはこの文脈もそういうことを指している。本条例はその点についてある意味、市内中小企業について例外を設ける条例ではあるのだが、法の趣旨を逸脱するものではないと考えている。市内中小企業の受注等の機会を増大してしっかりと成長を促していく一方で、適切な競争の確保についても両立していきたいということである。

大西委員

第3条に「企業の持続的発展」とあるが、「企業の持続可能性」と、建設業がインフラを守っていくという意味における「担い手の持続可能性」は一致しない場合もあるのではないかという問題意識を持っている。短期的な意味での「会社が倒産しない」という意味もあると思うが、一方で「新しい入職者が入ってこない」という問題があり、入職者がいないとこの業界自体が持たない。そういう場合に、その企業の中の視点から見る持続可能性と、外から見る持続可能性にはずれがあるのではないかという懸念がある。地元の中小企業として土木業者がいることはとても大事なことだが、一方で、若い人がそこで働くかどうかと言ったときには、大事なことは働きがい等であり、そういう意味で、企業が本当に成長していると言えるのでは、というところ。そうすると「本当に企業の成長を促すような調達システムに今なっていますか」という問いが出てくる。そこで、この「公平性」という言葉をもう一度捉えて、いろいろ考える必要があるのではないかと思う。

財政担当局長

企業の側から見る持続可能性と、外から見る持続可能性にずれがあるのではないかという点については、私にもそういう思いはあり、この条例はそれが両方成り立っている状態を目指していくということなのではないかと考えている。企業がただ営業を続けています、契約は取れていますという状態だけでは、本当に目指すところとは異なっている可能性があり、本来、きちっと競争して、魅力ある仕事、それ

は外から見る人にも魅力的である状況になったうえで、また、競争環境という意味では、市内中小企業ということで優遇されずとも、同じ条件で競争して落札し契約が取れるという状況になるのがおそらく理想であって、一方で、いきなりこのような状況にはならないので、この取組そのものは今必要ではあるのだが、取組によりそういう方向に近づいていっているのかを、今後考えていく必要がある。

そういう意味で、本日の報告は結果の報告であり、分析についてもおそらくこれだけでは足りないが、ご指摘いただいたような視点を踏まえてどう我々の取組を評価していくのか、またその先の方向性についても引き続き議論していきたい。

中野委員

市内中小企業の受注等の機会の増大について、市内中小企業以外の受注理由の内訳では、「WTO 適用」が主な原因ということだが、いわゆるWTO 適用になると技術的に何かハードルが上がり、その結果、市内中小企業が落札できないのか。それとも、単に競争者が増えて、そこで入札を実施すると市内中小企業が競り負けるのかどちらか。可能であれば、全体像や傾向の把握のためにもそのあたりの数値的な分析が必要ではないかと考える。

事務局

原則として、我々は可能な限り市内中小企業限定での発注をしているが、WTO 案件については法令上、市内中小企業に対象を限定した発注はできず、一般競争入札を実施することとなる。WTO 対象となる契約は、予定価格としてもかなり高額なものであり、工事だと特殊技術が必要であるとか、かなりの大型工事ということになることから、専門性が高く中小企業での受注が難しいという点は確かにある。また、物品等の調達であると、システム開発関係の委託業務のWTO 案件が多いが、結果的に、受注されるのは大企業であるという印象である。契約内容は個々に異なるものであり、分析まではできていないが、落札結果を見ている中で、応札者に市内中小企業が全くいない場合と、市内中小企業が入札はされているものの落札には至らない案件、WTO 案件であっても市内中小企業が落札しているものもある。

川勝委員長

WTO 案件だからといって、市内中小企業の参入ができないものでもないということだったので、可能であれば、傾向を掴むためにも分析を進められるのであれば進めていただき、どこまで公開できるかも含めて事務局で御検討いただきたい。

松若委員

市内の中小企業の持続的な発展について、アンケートを実施されたとのことだったが、アンケートの回答率が19%ということで、回答率としては低いという印象である。一般的にアンケートの回答率というのは20%~30%ということで、回答率によって、そのアンケートによる回答が機能していると評価できると思うので、その水準には至っていないなという印象である。そのため、今後は、実効性を高めるためにもインターネットによる実施をするとか、自由記載欄を作って回答いただきAIで分析して傾向を見る等、いろんなやり方を工夫されたうえで活用していくのが良いのではないかと思った。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

土淵委員

労働者の賃金について、建設業も勿論だが、印刷業者や物品等の業者についても適正な賃金が行き渡っていないということで、是非とも賃金下限条項を公契約基本条例に設けて欲しいと思っている。条例制定時から大きく状況も変わっており、その導入の方向性はあるのか。何故、現時点では導入されていないのかお聞きしたい。

また、物価や賃金の変動を契約価格に反映するスライド制度の導入についても、検討状況等、お聞かせいただきたい。

事務局

賃金の下限状況については、条例制定時に様々な皆様（事業者団体、労働団体、学識経験者）に、それぞれの立場からの御意見を頂戴し、その結果、賛否両論があったということと、原則として賃金については労使間で定められるべきであるといったようなことから、導入を見送ったという認識である。また、その御意見については、現状においても特に変わりがないものと認識している。ただし、労務費の行き渡りについて、現在、国交省が注力して実施しており、引き続き我々もその国の動きを注視しながら、必要な対策については即座に対策するよう努めている。

印刷等の物品等契約についてであるが、基本的には当初の予定価格に適切に労務費を見込んでいただくということとしており、例えば、仮に発注課が昨年と同様の入札内容について同額の予定価格を提出してきた場合には、労務費が上昇している状況でこの予定価格は適切であるのかといった点について我々も確認するようにしている。また、スライドについて、工事については、設計労務単価改定に伴うインフレスライドを実施している。物品等契約については、基本的には1年以内の短期の契約が多いということもあり、予定価格に見込むということを原則とするが、複数年の委託契約において、あらかじめ予定価格に見込むことが困難な場合につきましては、協議等を踏まえた上ではあるが、契約変更等も行うよう、柔軟な対応を取っている。

財政担当局長

賃金が上がっていくということは、会社が続いていくことや会社の成長を測るにあたって非常に重要な要素の1つであり、市として取り組んでいく必要があると受け止めている。これをいかに促していくのかというのは、公契約以外の政策も含め、もっと言えば建設業以外に対しても、市全体として取り組んでいくべきものである。その上で、賃金下限条項に関しては、形式的に導入するだけでは意味がないと考えており、その他の手法も含め、賃金を上げていくためにどのような取組をすれば効果的であるのかということを引き続き研究していきたいと考えている。

西野委員

条例の効果検証について、様々な評価指標について検討いただいているということだが、是非引き続き御検討をお願いしたい。その際には、例えば、政令指定都市の状況等も紹介いただき、他都市と比して京都市がどういう状況であるのかということについても把握できればよいと思った。京都市の特性に照らしてどこをどういうふうにしていけば望ましいのか、例えば、他の政令指定都市と比して中山間地が非

常に広く、一方で木造建築物が密集して狭隘道路が多い市街地が広いこと、観光産業が盛んでそれに関係する建築工事件数が多いことなど、京都市の特性を前提としたうえで、どういう企業のあり方となっているかを捉えることも大事ではないか。また、今回、アンケート調査を行われたということで、企業側からみた持続的発展について説明いただいたが、一方で、行政側としても、こういう姿になっていくのが望ましいという観点も必要かと考える。

労務費の基準、標準労務費について、京都市として方針として取り組みをされようとしていることがあれば教えていただきたい。例えば、コミットメント条項については、国交省の公共工事の標準約款では任意となっていが、民間用の工事請負契約約款については既に導入されており、京都市としての取組内容について教えていただきたい。

事務局

本市の取組としては、令和8年度から、労務費ダンピング調査について試行実施ではあるものの、予定価格4億円以上の工事について調査を実施するよう制度整備を行った。また、本市独自というものではないが、法改正への対応等も含めて我々も対策を進めている。コミットメント条項については、現状、本市の標準契約約款について導入を行っていないが、事業者に対する影響も鑑みてすぐの導入を見送ったものであり、導入について今後も検討を続けていく。

西野委員

標準労務費については、国交省においてもアジャイル方式と説明されており、実際に使ってみてどうかということ、労務費の基準の算定の仕方も含めて見直しをしていく、実効性の確保に努めていくこととなっている。そういう意味では、京都市のような大きい自治体で実施していただくことは望ましく、全てに実施が難しくとも、例えばモデル事業として実施することも考えられる。また、労務費の行き渡りについて、京都府の場合だと下請契約は3次までと制限していたと記憶しており、京都市の方はまだそういった下請重層化の制限はなされていないと思う。労務費の基準やコミットメント条項についても、重層構造を解消したうえで工事全体の費用についても合理性を高めようという趣旨であると考えている。

小括

原田委員

私は委員に就任して2年目、この全体会への出席も2回目であるが、この委員会の委員に就任したことを機会として各都市の公契約条例について調査し、京都市の条例についてどのような特徴があるのか考えてみた。そこで、京都市の条例というのは、全体としてモデレート（中庸）な印象であり、ポイントとしては、『地方自治法の「競争性」や「経済効率性」といった枠組みの中でどれだけ工夫ができるか』という点についてよく検討されたようである。条例上、市内中小企業の受注機会の増大と、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保がはじめに規定されているものの、「受注機会の確保」については努力義務に留まっている。他方で、労働環境の確保については、労働基準を遵守のうえ報告書を提出するような仕組みを設けており、こちらについてはしっかりと確保されるような対策が講じられており、結局、地方自治法の枠組みを前提に、自治体として法令上出来る範囲についてしっかりと頑張っていこうとしているのが、今の京都市の条例の特徴かなと考えている。また、もう1つ特徴があるとすれば、この公契約審査委員会であり、審査会そのものは、他都市の条例においても設置されていることがあるが、京都市の特徴は、この公契約審査委員会の下に契約審査専門部会が設置されており、その部会において具体の契約を審査することで、契約の透明性を高め、公正性を担保していくこととしており、そちらに力点がある条例は意外と少なく、特徴的である。そのため、本日の報告にもあったとおり、契約審査専門部会で出された意見に対してどのように対応されたのか、そのフィードバックが非常に重要であり、そのような形で、1つ1つの契約案件から契約制度を改善していく、その積み重ねによってこの条例の目的を達成していく、それが近道ではないかと考えている。

川勝委員長

本日、委員の皆様から、条例の取り組み状況について、様々な御意見やご質問をいただいた。

原田委員からは、他都市の公契約条例も分析されたうえで、京都市の条例の特徴についても言及いただいたが、その中で、契約審査専門部会における個別契約の審査において改善点を見出し、それをまたフィードバックしていく、という丁寧なプロセスの一環としても、今回はアンケート調査を実施され、また、難しい点だが、条例の効果検証についても、まずはトライアルという形で実施いただいた。

今後、こういった積み重ねがすごく大事であると考えており、今回は市内中小企業が考える「企業の持続的な発展」という観点からの検証であったが、京都市としても政策的な判断で地域要件を設けているのであり、京都市が捉える「市内中小企業の持続的な発展」からの検証というものも必要ではないかと思う。検証にあたっては、地域内の経済循環を高めて京都市の経済発展に寄与する、ひいては税収増にも繋がるといった点も一つであるが、加えて、例えば地域要件を設けることによって、本来ならもっと多くの企業が参加できたのにその参加を制約していないかといった、競争性に対してネガティブな影響を与えていないかといった点や、不落の発生理由となっていないかといった点についても、指標を設けた検証が必要である。この点について、全国の自治体においてもしっかりと検証できている自治体は少なく、難しいことではあるが、京都市のような政令指定都市において、積極的に公契約に政策を入れていきたいということなのであれば、市民への説明責任を果たすという意味においても、効果検証を少しずつでも積み重ねていくことが今後の課題だと考える。すぐには難しいと思うが、引き続き御検討いただきたい。